

公正証書のデジタル化

公正証書とは・・・法律行為その他の私権に関する事実について公証人が作成する証書（例：金銭貸借、売買、賃貸借、遺言等）

□ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）

➡ 公証人法の一部改正（※）により、書面・対面の手続を前提としていた**公正証書に係る一連の手続を全面的にデジタル化**

（※）改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

○ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

法務省は、公正証書の作成に係る一連の手続について、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う

〔実施時期：令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す〕

デジタル化の概要

※ その他の公証事務（私署証書の認証・定款認証・確定日付）については、デジタル化対応済み

<公正証書に係る手続>

<現行の仕組み>

<デジタル化の主な内容>

1 嘱託（申請）

- 公証役場に出頭して嘱託を行う
- 印鑑証明書等の書面による本人確認

- 公証役場に出頭せず嘱託することが可能に
- 電磁的記録での本人確認も可能に

2 嘱託人の陳述、
内容確認等

- 公証人が対面で、嘱託人の陳述聴取、真意確認、内容の正確性の確認等を行う

- 嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、ウェブ会議の利用が可能に

3 公正証書（原本）
の作成・保存

- 公正証書原本を書面で作成・保存
- 嘱託人・公証人の署名・押印が必要

- 公正証書は原則として電子データで作成・保存
- 電子データへの署名等の規律を整備

4 正本・謄抄本の
交付

- 公正証書の正本・謄抄本を書面で交付

- 電子データでの受領も可能に
- ※ 書面での交付も、引き続き選択可能

施行期日

令和7年10月1日

関係政省令の整備等

改正公証人法の施行に合わせて以下の政省令を整備

- ▶ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）⇒ 手数料の適正化を図るための見直し等
- ▶ 公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）⇒ 新たな仕組みの具体的規律を整備
- 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）は廃止（一本化）

デジタル化による新たな公正証書の作成手続（改正公証人法・施行規則の主な内容）

【現状】

1 嘱託（申請）

＜現行の仕組み＞

- 公証役場に出頭して嘱託を行う
- 印鑑証明書等の書面による本人確認

2 嘱託人の陳述、内容確認等

＜現行の仕組み＞

- 公証人が対面で、嘱託人の陳述聴取、真意確認、内容の正確性の確認等を行う

3 公正証書（原本）の作成・保存

＜現行の仕組み＞

- 公正証書原本を書面で作成・保存
- 嘱託人・公証人の署名・押印が必要

4 正本・謄抄本の交付

＜現行の仕組み＞

- 公正証書の正本・謄抄本を書面で交付

【改正後】

公証役場への出頭不要で、インターネットからメールを送信して嘱託することが可能に



マイナンバーカード等で
電子データに電子署名
電子証明書を付して、
インターネット送信

電子証明書により電子
署名の有効性を確認
対面での手続をせずに
本人確認を完了



嘱託人からの申出を公証人が相当と認めた場合には、ウェブ会議での手続が可能に



通話者の本人確認、
通話場所が適切か
などをチェック



ウェブ画面上で
内容等を確認

※ウェブ会議の相当性については、全国で統一的な運用となるよう、通達等で基準を定める予定

公正証書は原則として電子データで作成、嘱託人等はリモートでの電子サインでOK



公正証書の内容を確認
電子サインで順に承認
(押印不要)



公証人が
官職証明書を
用いて電子署名



電子データで作成された公正証書は、紙でも電子データでも閲覧・受取りが可能に

【閲覧】

- ① 電子データを画面に表示
- ② 電子データを書面に出力



【交付・提供】

- ① 電子データの出力書面を交付
- ② インターネットからメールを送信して提供（クラウド経由でダウンロード）
- ③ USBメモリ等にデータを記録して提供



※ 公正証書のデジタル化の安定的な実施を確保するため、デジタル化に対応する公証人（指定公証人）は、施行日以降、順次指定する予定（令和7年中に完了予定）